

陳情第12号 国民健康保険料の減免および差押対応の改善についての陳情

1 陳情の趣旨

- ・減免申請の期限後申請でも遡及的減免を認めること
- ・納付猶予の柔軟な運用をすること
- ・支払い方法の選択肢を拡大すること
(例:月割り分納、半年ごとの分納、一時的免除)
- ・生活状況・再就職準備中などの個別事情を考慮すること
- ・窓口での説明義務・対応マニュアルの改善をすることを要望する

2 現 状

(1) 保険料の減免について

保険料の減免をすることに特別の理由がある者として、千葉市国民健康保険条例に基づき要件を満たすものに対し、保険料の減免を実施している。

【主な減免要件】

- ① 災害により家屋が損害を受けたとき (対象: 災害発生月以降保険料)
- ② 倒産、失業等により収入が減少したとき (対象: 申請月以降保険料)
- ③ 刑務所等に収容・拘禁されているとき (対象: 事由発生期間分保険料) 等

【減免手続】

同条例において、「保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、(略) 減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。」と規定している。

※「納期限前7日までに申請書の提出が困難と認められる」場合は除く。

(2) 保険料の納付について

同条例で、各期別分について毎月末日までの納付義務を規定している。

保険料の賦課後、定められた納期限を超過した場合、地方自治法に基づき督促を行う。

督促による指定期限を過ぎても納付がないときは、地方税の滞納処分の例により処分をしなければならないため、納付相談等がない場合は、滞納処分(差押え)の対象となる。

(3) 納付猶予について

同条例に基づき、保険料の納付義務者が、特定の要件に該当し保険料を納付することができないと認める場合、徴収猶予(※)を行っている。

※徴収を1年間以内で猶予するもので、猶予期間中は差押え等を猶予するとともに、分割納付を可能としている。

【猶予要件】

- ① 資産が災害を受けたとき。
- ② 事業又は業務を廃止・休止したとき、甚大な損害を受けたとき
- ③ その他理由に類する理由があったとき。

（4）窓口対応について

①国民健康保険に関する相談時

窓口において、パンフレット（国保のしおり等）を用いて、制度の説明を行っている。

②保険料の減免に関する相談時

個々の生活状況や個別事情を把握しつつ、減免対象となると考えられる場合は、証拠資料の提出が必要となること等から、申請期限等を含めた申請手続きについて案内を行っている。

また、個々の事情に応じ、申請書類の提出等については柔軟に対応している。

③保険料の納付相談時

同様に個々の生活状況や個別事情を把握しつつ、適宜納付猶予等の制度を説明し、納付猶予等した場合は期間中の分割納付に応じるなど、柔軟に対応しているところである。

④マニュアルの整備

国保事務全般及び保険料減免に関するマニュアルも整備し、適宜従事職員への研修等により浸透を図っている。

また、納付猶予も含め滞納整理に係る各種マニュアルも整備し、従事職員への研修等を実施している。

3 本市の考え方

保険料の賦課や減免、徴収対策等においては、被保険者間の公平性等の観点から、法令等に基づいて各種制度の適否について判断する必要があるが、窓口においては、各種制度等について個別の事情を丁寧に聞いたうえで、公平な説明に努めつつ、制度上可能な限り柔軟な対応を図っているものと考えている。

今後も被保険者の制度理解が十分なものとなるよう、マニュアルの充実を図っていくとともに、窓口対応に係る従事職員への研修等の充実に、引き続き努めていく。